

わが国の法体系と法文献の調査法

岩 倉 秀 樹

1 はじめに

弁護士が依頼人から事件を受任した場合、まず必要な事実関係の調査とその事実に関連する法令の調査を行い、法令の規定を当該事件に当てはめて下した法的判断に基づき事件処理の法的助言を行う。法令の規定を具体的に確定された事実には当てはめて法的判断を下す作業を法の適用というが、法の適用の前提として、当該事実に適用しうる法令の規定を発見しその意味内容（法の解釈）の知識を獲得するために法文献の調査（リーガル・リサーチ）が必要である。

法文献は、①法源（一次文献）と②二次文献に区分される。法源とは、裁判官が裁判を行う際に準拠すべき基準をいい、わが国の主たる法源には、①法令と②判例法の2つがある。二次文献は、法学の学術的な図書・論文を指す。通常は、二次文献から調査を開始し調査対象に係る法令や判例の知識を得た上で、法源である法令の条文や判例を確認する。ここでは、わが国の法体系を鳥瞰し、法令、判例、図書・論文等の法文献の調査法を説明する。

2 わが国の法体系と法令・判例法

わが国の現行憲法は、「日本国憲法」と題する成文の憲法典である。単に「憲法」と言う場合、わが国の唯一の憲法である「日本国憲法」を指す。憲法は、わが国の法令の中で最も強い効力を有する。憲法自身も、「この憲法は、国の最高法規」であると宣言している（98条1項）。憲法の改正には、最終的に国民投票で過半数の賛成が必要である（憲法96条1項）。

憲法は、中央政府（国）と地方政府（地方公共団体）の政府機関を組織する。まず、憲法以外の法令は、憲法の授権に基づき、国および地方公共団体の各立法機関・行政機関により制定される。わが国の議会である「国会」は、「国の唯一の立法機関」（憲法41条）とされ、憲法に次ぐ強い効力を有する「法律」を制定する。国の行政機関が法律の存在を前提に法律の委任に基づき制定する法を総称して「命令」という（憲法81条・98条1項）。命令には、内閣が制定する「政令」（憲法73条6項）や内閣総理大臣・各省大臣が主任の大臣として制定する「内閣府令・省令」等がある。「条約」とは広く文書による国家間の合意をいい、条約は、国会と内閣の協働行為（内閣の締結と国会の承認）により成立する（憲法73条3号）。このほか、国会の両議院（衆議院・参議院）が会議手続・内部規律等について定める「議院規則」（憲法58条2項）、最高裁判所が訴訟手続・内部規律・司法事務処理等について定める「最高裁判所規則」（憲法77条1項）もある。地方公共団体（基礎的な地方公共団体である市町村と広域の地方公共団体である都道府県）は、法律の範囲内で「条例」を制定する（憲法94条）。広義の条例（憲法上の条例）には、地方公共団体の議事機関である議会が制定する狭義の

条例と執行機関である長が制定する規則等がある。狭義の条例と規則を併せて例規と呼ばれる。

他方で、憲法は、司法権を最高裁判所と下級裁判所に付与し（憲法 76 条 1 項）、最高裁判所を頂点とする一元的な裁判所組織が設置されている。裁判所は、訴訟当事者間の具体的な事件に法令を適用して判決を下すが、その際、裁判所が当事者間の紛争の解決を図るだけでなく、当該事件の判決理由で示された法令の解釈適用に関する裁判所の意見は、先例として判例法を形成する。とくに終審裁判所である最高裁判所の判例は、以後の裁判を拘束する「先例としての事実上の拘束性」を有する（非嫡出子相続分規定違憲決定（最大決平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁））。法律の解釈適用に係る最高裁判所の判例は、国会の法律によっても変更できるが、憲法の解釈適用に係る最高裁判所の判例（憲法判例）の変更は、最高裁自身が判例を変更しない限り、憲法改正手続によるほかない。それゆえ、最高裁判所の判例だけを判例、下級裁判所の判例を裁判例と両者を区別して呼ばれることもある。また、先例としてとくに重要な判例を指導的判例（リーディング・ケース）と呼ばれる。

3 法令の調査法

3.1 法令の種類と公布・施行

法令とは、文章で書かれた法（成文法）の総称である。法令は、権限を有する政府機関が所定の手続を経て制定するもの（制定法）であり、その制定の主体や手続による法令の種類を法形式という。法令の各法形式は、その効力において上下関係があり、「上位法は、下位法に優先する」（上位法に反する下位法は無効である）という形で、憲法を頂点とするピラミッド型の段階構造を形成している。すなわち、各法形式は、①憲法（国民）>②条約（内閣の締結と国会の承認）>③法律（国会）>④命令（国の行政機関）（政令（内閣）>内閣府令・省令（主任の大臣））>⑤条例（地方公共団体）の順で効力が劣る（括弧内は制定主体）。なお、法律と議院規則・最高裁判所規則の効力関係については議論がある。

法令は、公布（こうふ）後の施行（「しこう」または「せこう」）の日から効力を生じる。成立した法令を公表し国民が知ることのできる状態に置くことを公布、法令の効力を現実に発生させることを施行という。国の法令の公布は「官報」（国立印刷局、日刊）への掲載、地方公共団体の条例の公布は当該地方公共団体の公告式条例で定める方式（公報への掲載または掲示板への掲示）によって行われる。なお、公布から施行までの期間を周知期間という。官報と官報掲載の法令を 1 か月分まとめて収録する「法令全書」（国立印刷局、月刊）が、国の法令集の原典となる。

3.2 法令の調べ方

現行法令（現在行われている法令）の条文については、①国の法令（憲法、法律、政令、内閣府令・省令）は、「e-Gov 法令検索」（電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）ポータル」）、②議院規則は、「衆議院・参議院」、③最高裁判所規則は、「規則集」（裁判所）、④条約は、「条約データ検索」（外務省）、⑤条例は、「例規集」（各地方公共団体）の各ウェブサイト調べ。

なお、①制定時の法令の条文は、「制定法律」（衆議院）、「最近の法律・条約」（内閣法制局）、②法律の改正前の旧条文は、「日本法令索引」（国立国会図書館。改正法律が「制定法律」（衆議院）へリンクされている）、③廃止法令は、「廃止法令一覧」（「e-Gov 法令検索」）の各ウェブサイトで調べる。

3.3 六法について

法令のうち、各法分野の基本的事項を体系的に編さんしたものをとくに法典と呼ばれる。六法は、元来、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の六大法典（憲法以外は国会が制定した法律である）を意味したが、現在では主要な法令を収録した法令集の意味で使用される。市販の六法には、①一般的な六法（六大法典を含む主要法令を収録するもの）、②判例付き六法（主要法令の各条文毎に判例の要旨を掲載するもの）、③専門分野の六法（特定分野の主要法令を収録するもの）がある。法令はしばしば改正されるので、六法は、新しい年度のものを選ぶ（六法は毎年刊行される）。

毎年約 100 件の法律が制定されるが、その多くは既存の法律の一部を改正するもの（一部改正法）であり、一部改正法は既存の法律に織り込まれて一体化するため、現行の法律は 2000 件程度にとどまる。このうち、学習用の小型六法（例：「ポケット六法」（有斐閣、年刊））で約 200 件の法律、法律実務家用の大型六法（例：「六法全書」（有斐閣、年刊））で約 1000 件の法律を収録する。

3.4 法令および条文の構造

法令は、①「題名」（法令名。例：「日本国憲法」）、②「法令番号」（公布時に法形式別に暦年毎に制定順で法令番号が付される。国会が令和 4 年に最初に制定した法律の法令番号は「令和 4 年法律第 1 号」）、③「本文」で構成され、本文の前に「前文」（ぜんぶん。例：憲法前文）が置かれるものもある。本文は、条という箇条書きの文章すなわち「条文」の集まりで構成され、各条文には、第 1 条から通し番号で「条文番号」（「条名」ともいう）が付されている。なお、法令の改正のより条文を追加する場合に「枝番号」（例：第 0 条の 2）の条文番号、条文を削除する場合に「第 0 条 削除」の方法がよく用いられる。

法令の条文は、以下から構成される。①「条文見出し」：条文の右肩に丸括弧「（ ）」でその内容を簡潔に示す「見出し」が付けられている。ただ昭和 22 年頃以前の古い法令には付いておらず、六法では編集者が独自に見出しを付けている（法令原文の見出しと区別して、【 】などが用いられる）。②「項」と「号」：1 つの条を改行して 2 つ以上の段落に分ける場合、各段落を「項（こう）」といい、第 2 項以下の項に算用数字（「2、3、4」）で項番号を付している。項番号も昭和 22 年頃以前の法令には付いておらず、六法では編集者が原文にはない項番号を付している（六法では、第 1 項も含め「①、②、③」などと表示される）（例：憲法 4 条）。また、条や項の中で事項を列挙している部分を「号（ごう）」といい、漢数字（「一、二、三」）で号番号を付している（例：憲法 7 条）。なお、列挙事項以外の条や項の文章を「柱書」（はしらがき）という。③「前段」・「後段」と「本文」・「ただし書」：条や項は原則として一文で書かれるが（一条一文主義）、例外的に 1 つの条や

項の中で法文を2つの文章に区切る場合、前の方を「前段」、後ろの方を「後段」（さらに3つの文章に区切る場合は「前段」、「中段」、「後段」という（例：憲法11条）。また、後段が「ただし」として前段の例外を定める場合、「ただし」で始まる後段を「ただし書（がき）」、原則を定める前段を「本文」という（例：憲法44条）。

3.5 法令の引用方法

法令の条文は、①「法令名」と②「条文番号（項・号のある場合、さらに項番号・号番号）」で引用する。法令名は、「法令の題名」の記載だけで十分であるが、同じ題名の法令が何度も制定されている場合は、「法令番号」を付して特定する（例：「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」）。題名の長い法令の場合、しばしば略称で表示される（例：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の略称は「独占禁止法」）。

条文番号は、たとえば憲法の原文では「第二十一条」であるが、縦書きの場合は「憲法第二一条」、横書きの場合は算用数字で「憲法第21条」と表示する。項番号・号番号も、横書きの場合は算用数字で「憲法第21条第2項」、「憲法第7条第1号」と表示する。「第」の記載は省略してもよいが、条文番号が枝番号の場合は、条文番号と項番号の混同を避けるために、項番号の前に「第」を記載する（例：地方自治法1条の2第1項）。条文の多い法令には、「編・章・節・款（かん）・目（もく）」という区分が用いられるが、通し番号である条文番号だけで条文が特定されるため、条文番号のみ表示する（例：「憲法第3章第21条」ではなく単に「憲法第21条」と表示する）。

4 判例の調査法

4.1 裁判所の組織と三審制

最高裁判所（略称「最高裁」。東京に1か所）と、高等裁判所（略称「高裁」。札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の8か所）、地方裁判所（略称「地裁」。都道府県庁所在地に1か所ずつと北海道に他3か所（函館・旭川・釧路）の50か所）、家庭裁判所（略称「家裁」。地裁と同じ場所に50か所）、簡易裁判所（略称「簡裁」。全国に438か所）の4種類の下級裁判所が設置されている。

裁判所間には、上下関係（審級関係）がある。最高裁は最上級の終審裁判所で、大法廷（15人の裁判官全員の合議制）と第1・第2・第3の3つの小法廷（5人の合議制）がある。①高裁（原則3人の合議制）は、下級裁判所の中で最上級の裁判所、②地裁（1人制または3人の合議制）は、民事・刑事・行政事件の原則的な第1審の裁判所、③家裁（原則1人制）は、家庭事件の審判・調停、人事訴訟の第1審の裁判および少年保護事件の審判を担当する地裁と同格の裁判所、④簡裁（1人制）は、少額の民事事件・軽微な刑事事件の第1審裁判所である。

第1審裁判所はその事件により異なるが、第1審の判決に不服のある当事者は上級の裁判所（第2審）に不服申立て（控訴）をし、その判決に不服のある当事者はさらに上級の裁判所（第3審）に不

服申立て（上告）をすることができる（上級審への不服申立てを総称して上訴という。決定に対する上訴は抗告と呼ばれる）。このように、審級の異なる3段階の裁判所の判断を仰ぐことができる（三審制）。なお、当事者に不服がなければその審級で手続は終了し、裁判は確定する。

4.2 裁判の手続と裁判の種類

裁判の手続は、民事事件（行政事件もその一種）と刑事事件に大別される。民事事件の場合、訴えた者を原告、訴えられた者を被告といい、弁護士は、これらの当事者の訴訟代理人として行動する。刑事事件の場合、検察官が被疑者を起訴し（検察官による起訴を公訴の提起という）、被疑者は公訴の提起後は被告人と呼ばれ、弁護士は、被告人の弁護人として行動する。

民事・刑事を問わず、裁判（裁判所の判断）の種類には、判決と決定がある。判決は、法廷での正式審理（民事事件では「口頭弁論」、刑事事件では「公判」という）を経て行われる裁判で、当該事件の裁判所の終局的判断となる。決定は、書面審理を中心とする簡易な審理で行われる裁判で、当該事件の付随的事項等の判断に用いられる。

4.3 判決書の構成と判例の意味

判決書（はんけつがき。判決文）は、①裁判の結論部分である「主文」と、②その結論を導く「理由」から構成される。裁判の結論や理由付けについて裁判官の意見が割れた場合、多数意見が裁判所の意見（法廷意見）になる。最高裁判所の判決書では、多数意見のほか、各裁判官の個別意見（少数意見ともいう）も表示される（下級裁判所の判決書では個別意見は表示されない）。個別意見には、「補足意見」（多数意見に賛成の立場から意見を補足するもの）、「意見」（多数意見と結論は同じだが、理由付けが異なるもの）、「反対意見」（多数意見の結論に反対するもの。昭和20年代には反対意見を「少数意見」と表示されることもあった）がある。

判例には、①先例となる個々の判決自体（判決書、判決文）（広義）、②その判決の理由で示された先例となる裁判所の意見（狭義）の2つの意味がある。判決理由で示された裁判所の意見（法令の解釈適用に関する法的判断）には、①当該事件の法的問題の解決に直接関連する部分（主論）と②そうでない部分（傍論（ぼうろん））があり、先例として後の裁判を拘束するのは、厳密には判決理由中の主論の部分である。ただし傍論の部分が後の裁判で先例として引用されることもある。なお、審級の上位の裁判所の判決ほど（すなわち地裁判決→高裁判決→最高裁判決の順に）先例としての意義が高く、また、同一審級の裁判所の判決の中では、最初にその見解を打ち出した判決が先例と扱われる。

4.4 判例の調べ方

判例（判決書、判決文）は、①裁判所の判例集・判例データベース、②行政機関の判例集・判例データベース、③民間の判例集、④有料の判例データベースで調べる。

(1) 裁判所の判例集・判例データベース

①「最高裁判所民事判例集」（略称「民集」）・「最高裁判所刑事判例集」（略称「刑集」）

②「最高裁判所裁判集民事」（略称「集民」）・「最高裁判所裁判集刑事」（略称「集刑」）

民集・刑集および集民・集刑に掲載の判例は、最高裁判決の中で先例として引用される。民集・刑集は、裁判所が現在も継続して発行する唯一の公式判例集で、厳選された最高裁判例を収録し、民集・刑集を合冊した「最高裁判所判例集」（月刊）として発行される。集民・集刑は、民集・刑集に掲載されない最高裁判例を収録し、内部資料で市販されていないが、集民・集刑に掲載の判例は、次の「裁判例情報」で閲覧できる（後記の判時・判タ等にも掲載されている）。

③「裁判例情報」データベース（裁判所ウェブサイト）

裁判所が提供する判例データベースで、「最高裁判所判例集」（民集・刑集および集民・集刑に掲載の判例を収録する）、「高等裁判所判例集」、「下級裁判所裁判例速報」、「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」、「知的財産裁判例集」の6種類の判例集の個別検索と統合検索が利用できる。「最近の最高裁判例」および「最近の下級裁判例」の一覧も閲覧できる。過去に下級裁判所の公式判例集も発行されていたが、すべて廃刊となり、この「裁判例情報」へ移行している。

(2) 行政機関の判例集・判例データベース

「訟務月報」（略称「訟月」）（法務省訟務局）は、国が当事者となり法務省が関与した民事・行政事件を収録する判例集で、訟月に掲載の判例は「訟務重要判例集データベース」（法務省ウェブサイト）で閲覧できる。他に「税務訴訟資料」（略称「税資」）（国税庁ウェブサイト）、「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース」（総務省ウェブサイト）等もある。

(3) 民間の判例集

「判例時報」（略称「判時」）（判例時報社、月3回刊）と「判例タイムズ」（略称「判タ」）（判例タイムズ社、月2回刊）は、全分野・全審級の判例を収録する代表的な民間の判例集である。分野別の民間の判例集に、「判例地方自治」（略称「判自」）（ぎょうせい、月刊）、「労働判例」（略称「労判」）（産労総合研究所、月2刊）、「金融・商事判例」（略称「金判」）（経済法令研究会、月2刊）、「金融法務事情」（略称「金法」）（金融財政事情研究会、月3刊）、「家庭の法と裁判」（略称「家庭の法」）（日本加除出版、隔月刊）等がある。前記「裁判例情報」の収録判例（とくに下級裁判所の判例）は少なく、判例の収録は民間の判例集に依存している。

(4) 有料の判例データベース

有料の民間の判例データベースには、①Westlaw Japan（ウエストロー・ジャパン）、②TKC ローライブラリー（TKC）、③判例秘書（LIC）、④D1-Law.com（第一法規）の4つがある。全判例集に掲載の全判例を収録しており、さらに法令検索（条文の新旧対照表等の表示）も充実し、今日では法文献の調査に不可欠なツールとなっている。ただこれは有料で、国民一般の利用は難しい。法令や最高裁判例の意味内容を理解する上で下級裁判所の判例の重要性も高まっており、アメリカのように、やはり全審級の裁判所で判決期日に判決原本をウェブサイト上で公開し、国民が判例を知ることができる状態にすべきである。

4.5 判例の引用方法

判例は、①裁判所名、②裁判の種類（判決は「判」・決定は「決」）、③裁判年月日（元号使用）、④出典（判例集の略称と巻・号・掲載の開始頁）で引用する。最高裁の大法廷で令和4年5月25日に下された判決で、それが最高裁判所民事判例集76巻4号711頁以下に掲載されている場合、「最大判令和4年5月25日民集76巻4号711頁」と表示する。「最」は最高裁、「大」は大法廷、「判」は判決を意味し、小法廷の判決は「最判」または「最1小判」（「1」は第1小法廷の意味）、また判決と区別して決定は「決」と表示する。下級裁判決は、「高松高判」、「広島高岡山支判」、「高知地判」、「高知簡判」（「高」・「地」・「簡」はそれぞれ高裁・地裁・簡裁の意味、「支」は支部の意味）と表示する。判例集は「略称」で表示し、最高裁判例は、他の判例集（判時・判タ等）にも掲載されるが、出典としては民集・刑集および集民・集刑を表示する（民集・刑集、集民・集刑＞判時・判タ＞その他の判例集の順で1つの判例集を出典として表示すれば足りる）。なお、著名な判例は通称名（例：マクリーン事件判決）で呼ばれ、通称名だけで判例が特定されるようになっている。

5 図書・論文の調査法

5.1 法学の学問分野

法学は、基礎法学（広く法一般の理論的考察を試みる学問分野）と実定法学（現実に行われている法（実定法、現行法）の内容を解明する学問分野）に大別される。基礎法学には、法哲学（法理学）、法史学（法制史）、法社会学、比較法学（外国法学）の分野がある。実定法学には、①代表的な法典名を名称に用いる分野（憲法学、民法学、刑法学、商法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学）と、②特定の法典名と結び付かない名称の分野（行政法学、労働法学、経済法学、国際法学、国際私法学等）がある。

5.2 図書・論文の種類とその調べ方

法学の図書には、実定法学の分野別に、①入門書（初学者向けの平易な教科書）、②概説書（主要論点をカバーした大学の講義用教科書。とくに著者の学説を踏まえた詳細な教科書は体系書ともいう）、③演習書（論点毎にものの考え方の道筋を解説する学習書）、④「判例百選」シリーズ（有斐閣）等の学習用判例集、⑤注釈書（法令の条文毎の詳細な解説書（逐条解説書）で、コンメンタールともいう）がある。

論文には、①一般的な研究論文と②特定の判例を分析する判例評釈の2種類があり、大学紀要（各大学が発行する研究論文誌）や法学商業誌等の学術雑誌に掲載される。代表的な商業誌に、「法学教室」（有斐閣、月刊）、「ジュリスト」（有斐閣、月刊）、「法学セミナー」（日本評論社、月刊）、「法律時報」（日本評論社、月刊）がある。民集・刑集掲載判例を当該事件担当の最高裁判所調査官が解説した「最高裁判所判例解説」（「法曹時報」（法曹会、月刊）。調査官解説は「時の判例」（「ジュリスト」）・「最高裁新判例」（「法律時報」）にも掲載される）もある。

これらの図書・論文で主張される法学者の見解が学説である。学説は、教科書等では、学者の支持が多い順に、①通説（学者の間で広く通用している見解）、②多数説（学者の多数の支持を得ている見解）、③有力説（少数説でも説得力があり一定の支持がある見解）、④少数説（支持者が少ない見解）と表示される。

図書・雑誌論文は、「CiNii Research」（サイニイ・リサーチ）（国立情報学研究所）、「国立国会図書館サーチ」（国立国会図書館）等の各ウェブサイトのデータベースで検索する。文献調査には、①データベース検索法（データベースを利用した文献の収集方法）と②芋づる式検索法（入手した文献の引用・参考文献を参照した文献の収集方法）を併用する。

5.3 図書・雑誌論文等の引用方法

図書は、①著者名、②『書名（版表示）』、③（発行所、発行年）で引用する（例：高知太郎『日本国憲法（第3版）』（高知出版社、2022年））で引用する。雑誌論文は、①著者名、②「論文名」、③雑誌名、巻・号・掲載の開始頁、④（発行年）で引用する（例：高知太郎「日本国憲法」高知法学雑誌25巻2号56頁（2022年））。ウェブサイト上の資料は、①著者名「資料名」、②（発表または最終更新の年月日）、③ウェブサイト名（任意。著者名で分かれば不要）、④（URL）、⑤（〇年〇月〇日最終閲覧）で引用する。

【参考文献】

西野喜一『法律文献学入門—法令・判例・文献の調べ方』（成文堂、2002年）

内田 貴「民法への道案内」同『民法I（第4版）』序章（東京大学出版会、2008年）

田島信威『法令入門—法令の体系とその仕組み（第3版）』（法学書院、2008年）

中野次雄編『判例とその読み方（3訂版）』（有斐閣、2009年）

指宿 信編『法情報サービスと図書館の役割』（勉誠出版、2009年）

いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子『リーガル・リサーチ（第5版）』（日本評論社、2016年）

弥永真生『法律学習マニュアル（第4版）』（有斐閣、2016年）

道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』（弘文堂、2017年）

田高寛貴・秋山靖浩・原田昌和『リーガル・リサーチ&レポート—法学部の学び方（第2版）』（有斐閣、2019年）

武藤眞朗・多田英明・宮木康博『法を学ぶパートナー（第4版）』（成文堂、2020年）

石山文彦・山本紘之・堀川信一『ウォーミングアップ法学（第2版）』（ナカニシヤ出版、2021年）

法制執務・法令用語研究会『条文の読み方（第2版）』（有斐閣、2021年）

ロー・ライブラリアン研究会編『法情報の調べ方入門（第2版）』（日本図書館協会、2022年）

井田 良「資料・文献とその利用法」同『基礎から学ぶ刑事法（第6版補訂版）』第24章（有斐閣、2022年）

ROBERT C. BERRING, FINDING THE LAW (10th ed. 1995)

MORRIS L. CHEN & KENT C. OLSON, LEGAL RESEARCH (9th ed. 2007)

CHRISTINA L. KUNZ, DEBORAH A. SCHMEDEMANN, ANN L. BATESON, MATTHEW P. DOWNS &
MEHMET KONAR-STEENBERG, THE PROCESS OF LEGAL RESEARCH (7th ed. 2008)

(いわくら ひでき・本学教授)

